

公 示 送 達 書

次の者は、送達を受けるべき書類が当市税務課に保管してありますので、

来庁のうえ受領してください。

地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

令和8年6月25日

山梨県上野原市長 村上 信行



書類の送達を受けるべき者

亡（長田勝雄）相続財産法人、 亡（石井貞雄）相続財産法人、
亡（小松時男）相続財産法人、トピア 株式会社、ウエノハラスポーツヒルズ 株式会社、
並木美枝、 児玉和夫、 白須義親、 上原征勝、 市川朝日、 金子利夫、 田代久年 外2名、
山下芳信、 大石三好、 原田善幸、 堀内元子、 小池松次、 岩崎金作 外1名、
センチュリーライフ 株式会社、 條々信之、 芝機械 株式会社、 渡辺一、 飯島毅、
國分昌雄、 奈良八十八 外、 奈良八十八、 野崎亀義、 山脇文幸、 和智正則、 小俣晴久、
夏目和平治、 加藤佐吉、 加藤二郎、 齊藤博久、 村松郁夫、 志村福洋、 金川和歌子、
中満菊江、 中島壽子 外1名、 久島聖、 市川明美

（注意事項）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

次の者は、送達を受けるべき書類が当市税務課に保管してありますので、
来庁のうえ受領してください。

地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

令和8年6月25日

山梨県上野原市長 村上 信行



書類の送達を受けるべき者

齊藤千恵子、伊徳昌巳、安藤勝代、伊庭こはく、白鳥賞人、高橋弘

(注意事項)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を
経過したときに書類の送達があったものとみなされます。